

令和4年度 就学援助のお知らせ



市立小中学校に通う児童生徒の保護者で、経済的理由により学校給食費や学用品費など教育費の支払いにお困りの方には、その費用の一部を援助しています。

◆申請期間

6月1日(水)～各学校により異なります。

期限厳守！期限内の申請をお願いします！

◆援助を受けることができる方

- ① 市県民税の課税がなく、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方
- ② 生活保護を令和3年4月1日以降に停止又は廃止になった方
- ③ その他、生計維持者が病気療養など特殊事情を有する方（校長意見書が必要です）
東日本大震災および熊本地震の被災者で生活が困窮していると認められる方
（罹災証明または被災証明書の提出が必要です）

詳細はこちらから



◆必要な書類

令和4年5月から6月の間に、学校から保護者向けにご案内をお送りする予定です。
ホームページにも必要書類を掲載しています。

◆申請場所

児童生徒が在籍する小中学校

◆注 意

- ① 生活保護基準を基に審査後、令和4年8月下旬に認否を決定します。
- ② 令和3年度に認定された方も、引き続き援助を希望する方は、申請が必要です。

【問合せ】教育委員会 学務課 ☎0980-83-0355



第1回 子ども若者個別相談会のお知らせ

石垣市子ども若者支援地域協議会では、毎月専門の臨床心理士をお招きし、不登校、引きこもりなど社会生活を営む上で困難を有する方、そのご家族、関係者の方々の相談・支援を行っています。

6月は下記日程で相談会を開催いたします。一人で悩まず、まず相談してみませんか。

◆開催日

6月11日(土) 午後1時～午後5時(12時半受付開始)

◆開催場所

石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設・結い心センター 2階 第1、2研修室

◆対象者

石垣市在住の本人(0～39歳までの方)及び、ご家族、関係者

◆スーパーバイザー

子ども若者みらい相談プラザ sorae
臨床心理士 宮城 直也 先生

◆注 意

事前予約をお願いします。(当日は予約状況により相談可能な場合があります。)
詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】教育委員会 いきいき学び課 青少年センター ☎0980-82-1030

